

# 中国税政連

会長あいさつ .....	3	後援会連絡会議 .....	14
中国税理士政治連盟第48回定期大会 .....	4	日本税理士政治連盟第50回定期大会 .....	15
平成28年度運動方針・組織活動方針 .....	12	編集後記 .....	28

**中国税理士政治連盟**

〒730-0036 広島市中区袋町4-15 TEL (082) 246-0088 FAX (082) 245-8377  
E-mail:zeiseiren@chuzei.or.jp

# 後援会へのご入会について

平成 28 年 11 月  
中国税理士政治連盟

後援会対策委員会では、当連盟組織活動方針のもと、税理士による国会議員等の後援会づくりを促進するとともに後援会の育成と拡充強化に取り組んでおり、現在 33 の後援会が結成されています。

税理士による後援会は、後援議員を国政に送り出すだけでなく、公正な税制の確立とよりよい税務行政への改善に向け、議員に直接はたらきかけを行うなど、税政連活動の根幹として非常に大きな役割を担っています。その活動を支援するため、当委員会では後援会への入会勧奨を実施しています。

つきましては、入会をお考えの後援会がございましたら、本紙の所定事項にご記入の上、このまま中税政事務局（FAX:082-245-8377）までご返送ください。追って、事務局から参考資料を送付させていただきます。

■ 入会を検討中の後援会について（「記入欄」に○印をお付けください。）

<現職>

後援会名	選挙区等	記入欄	後援会名	選挙区等	記入欄
岸田文雄後援会	広島1区		細田博之後援会	島根1区	
平口 洋後援会	広島2区		竹下 亘後援会	島根2区	
中川俊直後援会	広島4区		斉藤鉄夫後援会	比例区	
寺田 稔後援会	広島5区		溝手顕正後援会	参議院広島	
カメイ静香後援会	広島6区		宮沢洋一後援会	参議院広島	
小林史明後援会	広島7区		林 芳正後援会	参議院山口	
高村正彦後援会	山口1区		江島 潔後援会	参議院山口	
岸 信夫後援会	山口2区		まいたち昇治後援会	参議院鳥取	
河村建夫後援会	山口3区		青木一彦後援会	参議院島根	
安倍晋三後援会	山口4区		片山さつき後援会	参議院比例	
あいさわ一郎後援会	岡山1区		片山虎之助後援会	参議院比例	
平沼赳夫後援会	岡山3区		ゆざき英彦後援会	広島県知事	
橋本 岳後援会	岡山4区		村岡嗣政後援会	山口県知事	
加藤勝信後援会	岡山5区		松井一實後援会	広島市長	
石破 茂後援会	鳥取1区		中尾友昭後援会	下関市長	
赤沢りょうせい後援会	鳥取2区				

<非現職>

後援会名	選挙区等	記入欄	後援会名	選挙区等	記入欄
佐藤公治後援会	参議院広島		松本大輔後援会	広島2区	

■ 入会関係書類送付先

■ 氏 名

---

---



# 会長あつち

(定期大会開会あいさつから抜粋)

中国税理士政治連盟 会長

## 杉山文成



中国税理士政治連盟第四十八回定期大会の開会にあたり、ひとことご挨拶申し上げます。

本日は、日本税理士政治連盟小島会長をはじめご来賓の皆様方におかれましては何かとご多用のところ、またご遠方より、本定期大会にご出席を賜り誠にありがとうございます。また、代議員、会員の皆様方におかれまして、多数ご出席いただき誠にありがとうございます。

さて、昨年会長に就任して一年が経過いたしました。この間役員の方々のご尽力と会員の皆様方のご理解・ご支援のおかげをもちまして無事務めることができました。心より御礼申し上げます。私が就任時に掲げたいいくつかの基本方針の中で、組織率の改善を図ること即ち、中国税理士会員の

本連盟への加入率と会費収納率の向上がありました。また、活動の最前線でありいわゆる事業部的な役割を担っている各委員会の活性化を図るなど、体内的課題に取り組んでまいりました。しかしながら、一朝一夕で成しうることは無いことは重々承知しているとはいえ、まだまだ道半ばであり今後

も引き続き問題意識を持ち、一層の成果があがるよう取り組んでいく所存であります。税理士政治連盟は、国民・納税者のための公正かつ適正な税制の実現及び民主的な納税環境の整備を目指し、税理士会がとりまとめた税制に関する重要建議・要望項目を実現するために運動を展開しております。具体的には、政党や国会議員等いわゆる立法府へ陳情活動を行うとともに、私たちの良

き理解者である国会議員等を支援するため「税理士による後援会」を結成して、より深くの要望を訴えているところであります。日本税理士会連合会においてはすでに平成二十九年税制改正に関する建議書を策定されているところ、十二月には決定されるであろう「税制改正大綱」に向けて、様々な場において、今後本格的な議論がなされようとしています。与党である自由民主党と公明党の税制調査会会長は、いずれも本連盟にて後援会を有しており、私どもといたしましてはその重みを十分認識して、今後の活動を強く進めていく必要があると考えております。

そのためには、今後の財政的基盤を強固にするための重要議案を上程させていただきまますので、代

議員の皆様方におかれましては、慎重審議のうえ深いご理解をお願い申し上げます。

私たちは、ただ税理士業界のためだけに活動しているのではなく、日本経済を支える中小企業を始めとする納税者の立場に立つて運動を展開しています。これから、税理士会と連携を密にし、一致団結して、さらなる政治力の強化を図ってまいりますので、関係各位におかれましては、中国税理士政治連盟の活動に對しまして、益々のご理解とご支援を心よりお願い申し上げます。

「平成二十八年秋の叙勲、褒章受章」において、杉山会長は黄綬褒章（税理士功労）を受章されました。

## 第48回

## 中国税理士政治連盟定期大会開催

平成二十八年九月十七日（土）、中国税理士政治連盟第四十八回定期大会が広島市・リーガロイヤルホテル広島において開催された。

大会は、十五時十分、上原副幹事長の司会により開会し、定足数の報告（構成員八十三名中六十六名出席、十七名委任状出席）があ



り、本連盟規約第二十条（大会の議事）の規定により有効に成立した旨を報告した。次いで、司会者が議事に臨席された四名の来賓を紹介し、続いて杉山会長の挨拶があった。

杉山会長は、平成二十七年九月の就任時に掲げた基本方針の中で、加入率の向上と執行機関である各委員会の活性化について検討を進めているが、いずれも一朝一夕に改善できるものではなく、引き続き問題意識を持ち取り組んでいく。また、税制改正大綱をはじめとする様々な法制度の改正については、日本経済の基盤を担う中小企業の目線に立ち、中国税理士会と連携を密に進めていく。そして最後に今後も本連盟活動への理解と協力を求めた。

続いて、司会者が議案審議のため、議長団選出について議場に諮ったところ、「司会者一任」の

声があったため、議長に松本副会長、副議長に尾添副会長を指名した。

松本副会長は議長席に着き、議事録署名人に菅川代議員と齋藤代議員を指名し、議事に入った。

**第一号議案** 平成二十七年年度運動経過並びに組織活動報告承認の件  
議長は第一号議案を上程。

川本幹事長が、平成二十七年七月に施行された参議院議員通常選挙への対応、平成二十八年度税制改正要望の実現への運動と実現された事項、消費税単一税制維持に向けた関係議員への陳情実施、平成二十九年四月に施行される公認会計士に係る資格付与における活動とその結果、組織の活性化と財政基盤の強化への取組み、そのほか中国会及び中税協ほか関連団体と連携し諸施策を効果的に実施したと報告があった。

議長は、議場に対し質問を求め

たところ、質問はなく、採決に移り、絶対的多数の举手賛成と委任状による十七名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

**第二号議案** 平成二十七年年度収支決算承認の件  
議長は第二号議案を上程。

姫井財務委員長が収支状況及び各項目を説明した。収入の部については会費収入及び日税連の助成金により予算を若干上回り、支出の部は後援会結成助成金について二後援会が設立され、会議費、旅費、後援会助成金において支出増となったが、当期収支差額は当初見込みを下回ったと報告があった。

議長は、ここで監査報告を求め、会計監事を代表して妹尾会計監事から、「会計監査の結果、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録の各事項について監査したところ、適正であ





## 中国税理士政治連盟定期大会祝辞



外務大臣  
岸田文雄

ご紹介にあずかりました外務大臣の岸田文雄でございます。本日は、中国税理士政治連盟第四十八回の定期大会、誠におめでとうございます。大会の開催にあたりまして税理士の先生方にはこの国の基本であります税の専門家として、国民の幸せのために努力をしていらっしゃることに心から敬意を申し上げます。次第でございます。

さて、私も先生方にご指導いただいております。私共も先生方にご指導いただいております。「外務大臣」を三年九か月務めています。「外務大臣」「外交」という立場にいますと税の方はあまり関係ないのではないかと思いがちではあります。外交の世界においても国と国との関係がまずは租税協定を結んでから様々な関係が始

まります。社会保障協定をその次に結び、そして越境協定を結んでいく。これが順番です。国と国との関係を考えましても税というものは基本であり、あらためて税というものの重みを感じるところであります。この大切な税の専門家としての先生方のご活躍をこれからも心からご期待申し上げます。そのために我々もしっかりと環境整備に努力をしていかなければならないとこのように考えます。

先般も平成二十九年度の税制改正要望書をわざわざ事務所にお届けいただきました。後援会の先生からも直接お話を聞かせていただきました。最重要項目として災害税制基本法、中小法人税制、消費税制、取引相場のない株式等の評価の問題があげられていましたが、ご意見を踏まえまして今年の税制改正の議論にしっかりと望んでまいりたいと思っております。引き続き先生方にご指導をいただいております。国民にとって大切な税のあり様についてしっかりと思いを巡らし、努力をしてみたいと存じます。引き続きましてご指導を心からお願い申し上げます。誠にありがとうございます。本日は誠にありがとうございます。



衆議院議員  
平口洋

ご紹介いただきました衆議院議員の平口洋でございます。今日は中国税政連定期大会、誠にありがとうございます。無事、大会が終了したようでございまして心からお慶びを申し上げます。

今年の夏はことさらに暑い夏で、三七度という気温が普通になっていました。そしてまた東北や北海道では八月に七号、九号、十一号という三つの台風が立て続けに訪れ大災害になっております。被災をされた地方の方々には心からお見舞いを申し上げます。

さて、税政連にしましては、私、平口洋を囲んで税理士の先生方に後援会を作っていただいております。本当にありがとうございます。



す。

平素は適正な納税秩序の維持に努められるとともに、税制を通じて中小企業者の財務内容を点検するなど、企業経営にとつても非常に大事なことをおやりになっていると思います。

去年の税制改正では法人税が三五%近かったのですがこれを限りなく二〇%台にするということになりました。また、消費税の引上げが延期されましたし、さらには贈与税についても子や孫のために親やおじいちゃんおばあちゃんが何かしら子供のためにしてあげるときに贈与税が三千万円まで免除されるということになりました。あるいは空き家税制のことでございますが、三千万円まで別枠で認めて相続によって生ずる空き家取得が円滑に有効利用できるという制度にいたしました。今年はまだ始まっていませんが、所得税の配偶者控除というものも議論するようでございます。いろいろありますが一生懸命頑張っていきたいと思えます。

それと税理士法については、前回の改正で公認会計士サイドとうまく線引きができたのではないかと思いますが、まだまだ足りないところがあると思いますので、これから皆さんと議論して、いい方向に持っていきたいと考えています。いろいろございますが、ありがとうございます。



衆議院議員  
中川俊直

皆様こんにちは。ご紹介賜りました広島四区の自由民主党衆議院議員で、現在、経済産業大臣政務官を務めています中川俊直でございます。第四十八回の定期大会ということで他県からもこの広島においていただき、心から厚く御礼申し上げます。

余談ではございますが今年には広島カープが二十五年ぶりの優勝でございますし、岸田外務大臣を中心にお迎えいたしましたアメリカ合衆国のオバマ大統領が今年五月二十七日にこの広島に来られたという大きな出来事がございます。また、平素から地元では菅川先生を中心に多くの先生方に支援をいただき、冒頭ではございますが厚く御礼申し上げます。さて、いよいよ九月二十六日から臨時国会が召集されます。補正予算は二十八兆円規模、さらにはTPPもレームダック制限になる前にしっかりと順応していつて経済圏を増やしていかなければならない、本当に大事な臨時

国会です。日頃税理士の先生方が、国家の根幹である税を一人でも多くの国民の方に納めていただかなければならないという観点から、大変なご尽力とご指導をいただいていると感謝しております。

今、第四次産業革命という方向に世界は向かっており、日本が減速状況にある中でもっとポジティブに考えて進んで行かなければならないと言われています。数年後には自動運転の自動車が一気に走り出してくる。さらにはAI（人工知能）使ったロボットなども日本の得意分野です。このような分野でリーダーシップをとるにより、これからの優しい福祉への実現も可能になるのではないかと考えます。

私も確定申告会場の会場視察にお邪魔したことがあります。今や業務に欠かせない電子化、IoTへの対応をしていただいている先生方と同じにして、次の世代の日本や子供たちに引き継いでいけるよう、ご指導ご鞭撻をいただけるよう心よりお願い申し上げます。中国税理士政治連盟の皆様の一層のご発展とご健勝を記念申し上げます。ご挨拶と代えさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。



衆議院議員

寺田 稔

ご紹介にあずかりました広島五区選出自由民主党衆議院議員の寺田稔でございます。本日の四十八回目となります中国税理士政治連盟の定期大会が盛大に開催されますことをまずもって心からお慶び申し上げます。また、杉山会長をはじめ各ブロックに所属の先生方が常日頃より税の現場におきまして納税義務の涵養、そして適正徴収さらには正しい国の形作りに向け、多大なるご尽力とご貢献をされておりますことに心から敬意と感謝を表する次第でございます。

私もかつて大阪ブロックにおいて十年間、税の現場に国税当局の立場で当時の近畿税理士会の先生方のご指導も賜りながら、いわゆる三税協力そしてまた適正執行の一環として納貯の推進など、ともに仕事をさせていただきましたことを大変懐かしく思っております。また今地元では山田先生をはじめ税理士による後援会を開設していただき、様々な場と機

会を設けて大変盛り上げていただいておりますことに感謝を申し上げます。

昨年は東京の日本税理士会館において本部役員の方に、そして政策委員の方に地方創生のお話をさせていただきました。ご承知のとおり今年も地方創生も三年目に入り、新型交付金の制度設計もでき、まち・ひと・しごと創生本部において様々な取組みを行っているところでございます。例えば地元呉市におきましてはオリーブの栽培であるとか、あるいは竹原では観光振興などそれぞれの地域の特色を生かした取組みをいたしております。そうした中で国の機関の移転、そして東京に一極集中しているいろんな会社の本部機能あるいは工場の現場を地方に移していこうということで、企業移転税制もより一層拡充されたところでございます。

以前、地元の税理士会支部からは安全保障の話をしてほしいとの要望があり、防衛の話を見せていただきました。大変先見の明があるというか先般の北朝鮮のミサイル発射、核実験の問題あるいは中国の接続水域における領海侵犯の問題など大変緊迫した事態となっております。時あたかも先日の党役員人事におきまして、国防副会長を仰せつかったわけでありますが、国防部会といたしましても税の要望を出させていただいております。自衛隊の様々な国際支援活動におきまして船の燃料であります軽油の取引における課税の取

扱い、そしてその他移転税制についてももちろん要望を出させていただいたところでございます。

税理士会からも大変貴重なご要望を承っており、その実現に向けてまい進して参りたいと思っております。宮沢税制調査会長をはじめ多くの党税調の役員の方と意見交換をさせていただいておりますが、とりわけ来年度の税制改正に向けた取組み、所得税制のあり方、未上場株の取扱いのあり方、留保金課税あるいは申告納税制度における税務環境の整備、それらについての貴重なご意見・ご提言を賜っております。様々な場でこの実現に向けて先生方と取り組んでまいりたいと考えております。

また税理士法の改正も施行され、税理士の先生方の日々の活動領域が広がるよう少しでもお役に立てるような環境整備にまい進して参ります。まだまだ暑い日が続いておりますがどうか十二分に体調管理にお気を付けいただき、これからの秋のシーズンをともに元気に乗り切りたいと思っております。あらためましてご盛会を心からお慶び申し上げますとともに、中国税理士政治連盟の皆様方のさらなるご多幸とご健勝をお祈りしお慶びの言葉とさせていただきます。本日はおめでとございました。





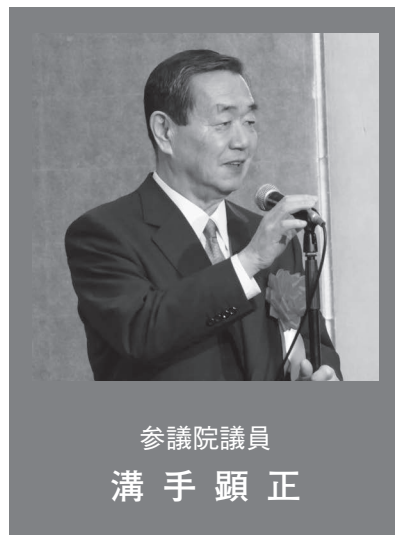
衆議院議員  
小林 史明

いつも大変お世話になっております。衆議院議員の小林史明でございます。今日は税政連の大会にお招きをいただき大変ありがとうございます。地元では定金会長はじめ多くの先生方からご支援をいただき、また後援会も私の年齢にあわせて本当に幅広い世代の先生方にご加入をいただいています。先の先生方からもいろいろなお話がありました。皆様方の気になる税調の審議が間もなく始まります。

まず二つご報告を申し上げます。ひとつは税調会長の宮沢先生が参議院選挙において皆様の多大なるご支援をいただき、大変素晴らしい成績で当選をさせていただきました。これから税調会長として皆様の思いも込めてさらにご活躍をされると思います。もうひとつ先月地元福山市において市長選挙がございます。中国財務局長を務めていただいた枝廣直幹さんに地元に戻っていただき、見事当選

をされました。お金の使い方がわかる現場主義の首長が誕生しました。人の気持ちもわかる方ですので、ぜひこれからも様々なご意見をお寄せいただけて福山・備後・広島県の発展にご協力いただけたら幸いです。

さて、我々若手も将来の日本を考えなければならぬということで、宮沢税調会長に定期的に指導をいただくのですが、先般素晴らしい格言をいただきました。「税は後追いだ」というお話をいただきました。税というのは国の形を決めるものですから、どういう将来像を見据えて税を決めているのですかと質問をぶつけたところ「いやいや、税は後追いなんだ。人の生き方を税制が決めてはいかん。一方で人の生き方が変わっているときに税制が変わるようではいかん。」こういうお話をいただきまして、今まさに人の生き方が大きく変わってきているというふうに思います。人生百年時代になった、インターネットが登場して、全世界と取り引きができるようになりました。それなのにこの国の骨格は全く変わらないうままである。この点が皆が抱えている危機感ではないかと思えます。その思いをしっかりと反映した国づくりに皆さまからご支援をいただきながら取り組んでまいりたいと思えます。今後ともご指導をよろしく願います。



参議院議員  
溝手 顕正

皆様こんにちは。ご紹介賜りました広島県選出の参議院議員溝手顕正でございます。これまで多くの先生からお話ございましたので、今一番感じていることを一点だけ申し上げたいと思います。高齢化、高齢者に対する対応をどうするかということでございます。先程小林先生がおっしゃった税の対応をどうするかという事項と密接に関係しているわけでございます。

人口が減って生産力が落ちていく、そして我々が今まで何十年間経験をしたことがないような産業・工業を含めてのいわゆる衰退といえますか、縮小化を図ることに対して税制がある面後追いだとは言いますが十分ではないと、この点が国民を不幸にしている面があるのではないかと。これも何十年も続くのかといえますとそうではなく縮小経済というものに対して積極的に、高齢化という世の中の動きに対してもっとアグレッシブに対応する

税制でなくてはいけないのだろうと痛感しています。

参議院におきまして幹事長、会長と五年間やって、足して二で割るといふ仕事を長年やってまいりましたが、少し時間が取れるようになりました。これからは自分の得意な分野を新たに攻めてみたいと思います。私は地方行政出身ですので所得税もさることながら地方の税制、行政に関する税制、償却資産に関する会社経理に関する税制であるとか、もう一度心機一転取り組んでまいりたいと思います。それに一番頼りになる仲間が皆さん方であります。皆さんとのこれからの連携も密にして力が発揮できるように頑張つてまいりたいと思います。中国税政連第四十八回定期大会のご盛会を心よりお祈り申し上げますとともに、私の決意を申し上げてご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。



広島市長  
松井一實

本日、中国税理士政治連盟の第四十八回定期大会が盛大に開催され、審議が滞りなく終了されましたことをお慶び申し上げます。そして中国地方各地からお越しいただきました皆様を百十九万広島市民を代表して心から歓迎申し上げます。広島市の活性化にもつながることで大変うれしく思います。

中国税理士政治連盟の皆様におかれましては、これまで納税者のための民主的税理士制度あるいは租税制度さらには税務行政を確立するという目的のため尽力してこられました。長年にわたり活動を支えてこられた歴代会長を始めとする会員の皆様の熱意と不断の御努力に深く敬意を表します。

さて、広島のことにつきまして先程来お話がございましたが、被爆七十一年目となる今年は、広島にとつて歴史的な年となりました。四月に開催されたG7広島外相会合においては岸田外務大臣をはじめ主要国の外相等が来

られました。また五月には、現職のアメリカ合衆国の大統領として初めてオバマ大統領が本市を訪問されました。そして平和記念資料館の見学や原爆死没者慰霊碑への献花などを通じて、被爆の実相に触れていただいたのではないかと思います。同時にこうした一連の広島訪問、とりわけ為政者の訪問により、今やわが市は世界規模の都市となったと受け止めて差し支えないと思います。私自身、本市を引き続き中四国の拠点都市として、そして世界に誇れる街として引っ張っていききたい。グローバルな視点に立つて、一層強力に推進していきたいと考えております。

その推進に当たりまして二つ課題がございます。ひとつは行政を推進するためのエンジン、自主財源が確保できなければ絵に描いた餅になってしまうです。そういった中で皆様には我々が地方公共団体の立場として施策を進める上で、様々な点で御理解と御協力をお願いしたいと思います。もうひとつは広島を世界に誇れる街にしたいと申し上げましたが、市長職を失ってしまうとこれも絵に描いた餅になってしまうです。後援会におきましては杉山会長、大場幹事長をはじめとする皆様にしっかりと支えていただいて市長職を果たしています。市長職を問う局面においては皆様の御支援をいただくことがなければ、この望みも叶うことができませんのでこれからも御支援を賜りたいと思っております。



終わりに、中国税理士政治連盟のますますの御発展と皆様により一層の御活躍と御健勝をお祈りいたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。本日はおめでとうございます。



日本税理士政治連盟会長  
小島 忠男

本日は、中国税理士政治連盟の第四十八回定期大会が、盛大に開催されますことを心からお慶び申し上げます。また、日頃から日本税理士政治連盟の会務運営に対し、格別のご高配を賜り感謝申し上げます。

さて、去る七月十日、第二十四回参議院議員通常選挙が行われ、日税政においては五十一名の推薦候補者が当選いたしました。中国税政連におかれては、杉山会長、川本幹事が先頭に立ち大きな成果を上げていた

きました。税政連の国会における高い評価は、地域に密着した税政連と税理士による後援会の活動に支えられております。あらためて感謝を申し上げます。

次に、税制改正への対応について申し上げます。秋の臨時国会において、消費税率引き上げを再延期する法案が審議されます。日税政は、軽減税率とあわせて平成三十三年から導入される適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度について、経過措置が短縮され納税者に過重な負担となるようなことがないよう、日税連と連携して積極的に対応いたします。また、日税政は、かねてから一貫して単一税率の維持を主張しており、今後も日税連とともに、情報収集を強化して、税制改正に迅速的に対応いたします。

次に、税理士法改正について申し上げます。いわゆる三条三項問題について、国税審議会税理士分科会は、これまで四割以上であった税法に係る審査の合格基準を六割以上とする改善策等をもって、公認会計士の実務補修を指定研修としました。日税政は、当初より日税連とともに、税理士法改正に取り組んでおり、今回の法改正を未来に向けた確かな一歩だと受け止めています。

しかし、税理士制度の改革はこれで終わりではありません。次なる税理士法改正に対して、すでに日税連における検討が開始されており、本連盟は、日税連と連携して、次

世代にとって魅力のある、そして、国民・納税者により一層信頼される税理士制度とするため、積極的に対応いたします。

ところで、税政連の意義と役割がより重要になる中、都市部を中心とする政治離れの影響を受け、税政連組織の強化や後援会活動の活性化の推進が喫緊の課題となっております。日税政は、全ての税理士が加入する日税連の要望を実現するための政治団体であり、したがって、税政連活動の成果はすべての税理士会会員が等しく享受いたします。すべての税理士が税政連の活動にご理解いただき、誇りと使命感を持って活動に参加していただけるよう、本連盟は単位税政連の皆様と英知を結集して取り組んでまいります。今後も、会員の皆様には、税理士政治連盟の活動に対して、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、本日ご参会の皆様のご健勝と貴連盟の益々のご発展を切にお祈りいたします。祝辞いたします。

# 平成28年度運動方針

自 平成28年7月1日  
至 平成29年6月30日

## 一 運動方針

今年度は、国政において平成28年7月10日施行の第24回参議院議員通常選挙のほか、衆議院においても解散総選挙の可能性が高まりを見せている。また、税制面では、消費税率10%を2年半延期するための税制改正法案が臨時国会に提出され、さらに平成29年度の税制改正法案に向けて、中小法人税制の見直し、所得控除の見直し等が議論されるなど、税制は国政の最重要事案の一つとして位置付けられている。それゆえに、税務の専門家としての税理士の提言・要望はますます重要なものとなり、税政連においてはその真価が問われる年となる。

本連盟は、中国会の基本方針に則り、会員だけでなく国民からも理解され得る、より一層透明・公正な組織を構築し、後援会活動を支援し、地域に密着した政治活動を推進すべく、次の具体的課題に積極的に対応する。

今年度に施行される各選挙への対策については、地区税政連及び後援会と連携して強力な運動を行う。

税制改正への対応については、納税者の立場からの幅広い議論がより一層推進されるよう情報収集のさらなる強化に努め、また、中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう、日税政、中国会、地区税政連及び後援会と連携して各党の関係議員にはたらきかけるなど、検討と対策を積極的に推進する。

改正税理士法については、日税政と連携し、平成29年施行とされる公認会計士に係る資格付与の見直しについて新しい指定研修の運用状況を注視するとともに、更なる税理士制度の発展に向けて強力な運動を行う。

租税教育、地方公共団体における外部監査人・監査委員への税理士の選任、登録政治資金監査人制度等の公益活動の推進、不服申立機関（第三者機関）への税理士の活用推進等については、中国会及び地区税政連と連携のうえ、あらゆる機会を捉え迅速かつ積極的に対応する。

税務行政改善への対応については、納税環境整備に係る議論に対応し、国民の権利利益の救済ないし保護に資するよう検討と対策を積極的に推進する。

中小企業対策については、日本経済を支える中小企業の活性化に資する政策が実現するよう中国会と連携し、その基本方針に沿い各党の関係議員、関係機関にはたらきかけるなど、本連盟は、情報の収集に努め、その動向に迅速的確に対応する。

税理士制度に大きな影響を与える規制改革や資格制度の見直し、TPP等の資格制度に係る外交政策をめぐる動向について、本連盟は情報の収集に努め、その動向に迅速的確に対応する。

マイナンバー制度、電子申告については、公共的使命を持つ税務の専門家として、納税者にとって事務負担が必要最小限となるよう、関係議員に対し理解を求める。

平成28年熊本地震、東日本大震災への対応については、災害税制に関する基本法の立法化など、政府の震災関連特例法案等に対して税理士の職能を活かした実務に即した提言を行い、速やかな震災からの復旧・復興に貢献するため中国会と連携して積極的に対応する。

このほか、税理士の社会的地位の向上を目指し、日税政、中国会及び地区税政連と連携、団結して、国会議員等の後援活動を推進するとともに、政治力と挙会体制を一層強化し、国民の理解を得ながら、次に掲げる目標達成のための運動を強力に展開する。

- 1 進展する社会の要請に応え得る税理士制度の確立
- 2 公正で合理的な租税制度の確立
- 3 税理士の社会的地位の向上と権益の確保、拡充

## 二 重点運動

- 1 平成29年度税制改正に対し、納税者の立場からの幅広い議論が行われるよう、また、中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう、強力な運動を行う。
- 2 更なる税理士制度の発展に向けて、強力な運動を行う。
- 3 租税教育、地方公共団体の監査委員制度・外部監査制度、登録政治資金監査人制度、地方公共団体に対する不服申立機関（第三者機関）及び審理員への税理士の登用等の公益活動の推進にかかる強力な運動を行う。
- 4 納税環境整備に係る議論に対応し、公正な税制の確立及び税務行政改善のための強力な運動を行う。
- 5 中小企業の活性化に資する政策が実現するための強力な運動を行う。
- 6 規制改革、TPP等の外交政策の動向を注視し、税理士業務の無償独占及び税理士会への強制入会制の堅持のため強力な運動を行う。
- 7 マイナンバー制度、電子申告については、納税者にとって事務負担が必要最小限となるよう、強力な運動を行う。
- 8 平成28年熊本地震、東日本大震災からの1日も早い復旧・復興に貢献するため、政府の震災関連特例法案等に対して税理士の職能を活かした実務に即した提言を行う等、強力な運動を行う。



# 平成28年度組織活動方針

自 平成28年7月1日  
至 平成29年6月30日

平成28年度運動方針に基づき、目標達成のための次の活動を強力に展開する。

## 一 政策委員会

- 1 本年度運動方針に基づき、本連盟の具体的政策を策定する。
- 2 本連盟の長期的政策を検討する。
- 3 中国会との連絡調整を図る。
- 4 地元選出国会議員等及び各党県連との懇談を通じて、税理士制度への理解を深め、社会の要請に応じ得る税理士制度の確立を目指す。
- 5 日税政及び地区税政連と連携し、陳情等の具体的な運動を実施する。
- 6 税理士の業務及び職域に係る情報の収集に努め、各種の業務侵害行為を防止するための諸施策を進める。
- 7 税理士の社会的活用策、税理士の業務を確保・拡充するための諸施策を進める。
- 8 税理士が、地方公共団体の外部監査人・監査委員及び不服申立機関（第三者機関）の委員・審理員並びに登録政治資金監査人等の公益的業務に選任されるよう諸施策を進める。

## 二 財務委員会

本連盟財政の充実強化を図る。

## 三 組織委員会

- 1 本連盟の組織活動の統一強化を図る。
- 2 本連盟組織の改革に向けての諸施策を検討する。

## 四 広報委員会

- 1 税政連活動を広く内外へ周知するため、機関誌「中国税政連」を発行し、情報の提供を行う。
- 2 税理士業界を取り巻く各種情報の収集に努め、活用を図る。
- 3 広報活動の充実を図るため、地域報道機関との連携を深める。

## 五 後援会対策委員会

- 1 後援会活動の活性化を図るための諸施策を進め、後援会連絡会議を開催する。
- 2 国会議員等の後援会づくりを促進するとともに、後援会の育成を行い、その拡充強化を図る。
- 3 税理士の公益的業務参入のため、地区税政連と連携して、県知事、政令指定都市及び中核市の市長の後援会設立を積極的に推進する。
- 4 後援会活動を通じて、公職選挙法及び政治資金規正法の理解と、選挙に対する正しい認識の研修と普及に努める。

## 後援会連絡会議

## 後援会は税政連活動の基盤的組織体



南条委員長は、冒頭に税理士会と税理士政治連盟の関係という根幹部分をわかりやすく説明し、続いて日税連後援会対策委員会の運動方針と具体的な施策、そして最後に平成二十七年に日税政が全国三百三十三後援会に対して実施したアンケートの結果から垣間見えた、現在の後援会が抱える課題の解説をされました。

税政連の目的は税理士会の要望を政治活動により国政の場で実現することであり、その目的を実現するためには国会議員等と日頃から友好な関係を築き、税制への理解を深めていただく必要があります。それ故に税理士による後援会は税政連活動の基礎たる組織として、重要な位置付けと大きな役割を担っているとあらためて痛感いたしました。

中税政第四十八回定期大会に先立ち、日税政後援会対策委員長の南条吉雄氏をお招きして後援会連絡会議を開催しました。この会議は中税政の三十三後援会の後援会長及び幹事長を対象に、後援会活動の活性化策として課題への対応について確認する場として毎年開催しています。

## 懇親会スナップ



## 第五十回定期大会開催

平成二十八年九月二十九日（木）日本税理士政治連盟の第五十回定期大会が、東京都品川区・品川プリンスホテルにて開催された。

定期大会では、平成二十七年運動経過・組織活動報告をはじめ平成二十八年度事業計画・予算案等の六議案が審議され、全て原案どおり承認された。



当日は、第五十回の記念行事として、当連盟の後援議員である宮沢洋一（自民党税制調査会会長（参議院・広島県選挙区））による税制改正についての講演会が催された。大会終了後に開催された懇親会では、三百三十人の国会議員及び秘書が出席し、本連盟が後援する九名の議員が関係役員と懇談した。



### 会 員 の 皆 様 へ

平素から中税政の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ご承知のとおり、税理士政治連盟は税理士の社会的、経済的地位の向上を図るために必要な政治活動を行っています。数多くの有力議員の選挙区を有している本連盟は、税理士法改正に向けての運動や国政選挙への対応など、積極的に施策を進めてきました。

税政連活動の重要性が年々高まるなか、今後の活動を一層充実していくためには財政基盤の安定が不可欠ですが、現在、本連盟の財政状況は極めて厳しい状況にあります。そのため、今回の定期大会において、平成29年7月1日から本連盟会費を9,000円に改正する規約改正案を提案し、ご承認をいただきました。

会費の値上げは実に18年ぶりの実施となり、会員の皆様にはご負担をおかけすることとなりますが、執行部一同、これまで以上の活動に努めてまいりますので、引き続き本連盟の活動へのご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。



## 中国税理士政治連盟役員

平成28年9月

役 職 名		氏 名			
会 長		杉 山 文 成			
副 会 長		伊 藤 博 文 桑 原 添 憲 男 尾 山	藤 中 秀 幸	中 本 正 幸 松 本 正 福	
総 務 会 長		藤 中 秀 幸			
総 務 副 会 長		海老澤 孝 公			
総 務		伊 藤 博 文 松 田 近 弘 重 葉 狩 一 森 脇 章 一 田 中 一 博 灘 博 明	定 桑 松 尾 川 杉	金 原 本 添 本 山 孝 正 憲 泰 文 幸 一 福 男 清 成	
幹 事 長		川 本 泰 清			
副 幹 事 長		上 原 博 行 関 場 政 貞 細 木 貞 彦	柳 中	井 村 卓 剛 正 士	
幹 事		唯 山 重 夫 野 口 神 五 師 荒 神 五 師	姫 岡	井 本 繁 倫 彦 明	
委 員 会	政 策 委 員 会	委員長 唯 山 重 夫	副委員長 榎 淵 浅 重	藤 上 野 本 忠 照 和 勝 幹 泰 生 子 幸 伯 夫 德	
	財 務 委 員 会	委員長 姫 井 繁 彦	副委員長 山 藤 本 野 繁 秀 利 光 要 美	山 本 野 繁 秀 利 光 要 美	
	組 織 委 員 会	委員長 野 口 厚	副委員長 若 影 宮 新 長	松 山 本 井 崎 敏 尚 英 夫 臣 惠 廣 志 男 昇	
	広 報 委 員 会	委員長 岡 本 倫 明	副委員長 宮 新 長	宮 新 長	
	後 援 会 対 策 委 員 会	委員長 荒 神 五 師	副委員長 矢 尾 井 泉 末 谷 小 森 小	矢 尾 井 泉 末 谷 小 森 小	
会 計 監 事		由 田 至 允 妹 尾 盛 司 岸 篤 彦	毛 利 山 正 和 鶴 田 行 彦		
会 計 責 任 者		姫 井 繁 彦			
推 薦 審 査 会	委員長	藤 中 秀 幸	副委員長	桑 原 一 福 松 本 正 泰 川 本 本 清	
	委員	伊 藤 博 文 尾 山 添 憲 男 杉 山 文 成			
顧 問		小 早 川 隆 幸 島 原 順 良 久 保 雅 典	国 富 檀 雄 原 田 啓 吾 灘 博 明		
相 談 役		齋 藤 慎 悟 榎 原 清 海 黒 田 昌 弘	石 高 雅 美 牧 田 泰 博		

# 税理士による国会議員等後援会一覧表

平成28年10月3日現在  
(順不同・敬称略)

## ■ 国会議員 (※選挙区は前回選挙における当選選挙区を示す。)

後援会名	所属政党	選挙区等	事務所			後援会長	幹事長
			〒	住所	TEL		
税理士による岸田文雄後援会	自民	広島1区	730-0003	広島市中区白島九軒町1-14	082-227-3052	山中 正敏	神田 敏治
税理士による平口 洋後援会	自民	広島2区	730-0051	広島市中区大手町3丁目3-6-202	082-245-1928	原田 啓吾	加賀田佳男
税理士による中川俊直後援会	自民	広島4区	739-0007	東広島市西条土与丸五丁目1-3	082-430-8174	菅川 光彦	高盛富美男
税理士による寺田 稔後援会	自民	広島5区	737-0143	呉市広白石1丁目1-6	0823-74-2177	山田 毅美	福島慎太郎
税理士によるカメイ静香後援会	無所属	広島6区	727-0013	庄原市西本町2丁目11-13	0824-72-4687	古永雅則(代)	青木 照和
税理士による小林史明後援会	自民	広島7区	726-0013	府中市高木町449-4	0847-45-5702	定金 孝幸	占部 圭祐
税理士による高村正彦後援会	自民	山口1区	745-0056	周南市新宿通1丁目17 ジオフビル	0834-21-0425	松永 浩之	松田 明
税理士による岸 信夫後援会	自民	山口2区	740-0017	岩国市今津町1-9-30 錦ビル3F	0827-24-4030	北村 和幸	柳井 卓正
税理士による河村建夫後援会	自民	山口3区	755-0077	宇部市山門三丁目4-23	0836-35-3272	権藤 和幸	原田 鉄也
税理士による安倍晋三後援会	自民	山口4区	751-0855	下関市稗田西町16-1	083-252-1960	藤井 幸郎	石光 孝英
税理士によるあいさわ一郎後援会	自民	岡山1区	700-0028	岡山市北区絵図町3-15	086-252-3961	重近 貴	田中 一宏
税理士による平沼赳夫後援会	自民	岡山3区	708-0023	津山市大手町8-11 大手町ビル3F	0868-22-4019	浅野 幹夫	日笠 肇
税理士による橋本 岳後援会	自民	岡山4区	710-0824	倉敷市白楽町249-5 倉敷商工会館内	086-425-7290	妹尾 盛司	大内 和明
税理士による加藤勝信後援会	自民	岡山5区	714-0081	笠岡市笠岡5106	0865-62-2613	江原 和之	岡本 章
税理士による石破 茂後援会	自民	鳥取1区	680-0846	鳥取市扇町54	0857-22-0525	葉狩 弘一	録澤 哲雄
税理士による赤沢りょうせい後援会	自民	鳥取2区	683-0052	米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F	0859-32-4795	松本 正福	中村 剛士
税理士による細田博之後援会	自民	島根1区	690-0825	松江市学園2丁目18-27	0852-26-1360	矢尾井敏廣	田中 真
税理士による竹下 亘後援会	自民	島根2区	693-0002	出雲市今市町北本町5丁目4-28	0853-21-4030	重本 泰徳	糸賀 巧
税理士による斎藤鉄夫後援会	公明	比例区	732-0811	広島市南区段原2丁目4-16	082-262-1024	大西 龍夫	西山 健三
税理士による溝手顕正後援会	自民	参議院・広島	730-0052	広島市中区千田町2丁目2-11	082-242-0090	中川 郁夫	岡田 英明
税理士による宮沢洋一後援会	自民	参議院・広島	721-0973	福山市南蔵王町1丁目11-12-101	084-926-0034	齋藤 慎悟	若松 繁夫
税理士による林 芳正後援会	自民	参議院・山口	742-0417	岩国市周東町下久原411-4	0827-84-3694	藤中 秀幸	
税理士による江島 潔後援会	自民	参議院・山口	742-0417	岩国市周東町下久原411-4	0827-84-3694	藤中 秀幸	坂井 孝義
税理士によるまいたち昇治後援会	自民	参議院・鳥取	683-0052	米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F	0859-32-4795	鶴田 和彦	山本 博敏
税理士による青木一彦後援会	自民	参議院・島根	693-0014	出雲市武志町1017	0853-21-4539	細木 貞彦	安原 満
税理士による片山さつき後援会	自民	参議院比例	735-0012	安芸郡府中町八幡一丁目4-28	082-284-5714	田村 好孝	椎野 年雅
税理士による片山虎之助後援会	維新	参議院比例	700-0816	岡山市北区富田町1丁目9-19	086-222-5913	国富 檀雄	姫井 繁彦

## ■ 非現職 (※選挙区は前回選挙における出馬選挙区を示す。)

税理士による佐藤公治後援会	生活	参議院・広島	722-0014	尾道市新浜2丁目2-21	0848-23-3466	岡村三千男	瀬尾 暁史
税理士による松本大輔後援会	民進	広島2区	730-0801	広島市中区寺町5-20-403	082-296-1123	井上博夫(代)	井上 博夫

## ■ 地方公共団体

税理士によるゆざき英彦後援会	無所属	広島県知事	730-0052	広島市中区千田町2丁目2-1 平岡ビル2F	082-249-2567	原田 啓吾	海老澤孝公
税理士による村岡嗣政後援会	無所属	山口県知事	740-0017	岩国市今津町1-9-30 錦ビル3F	0827-24-4030	藤中 秀幸	柳井 卓正
税理士による松井一實後援会	無所属	広島市長	730-0002	広島市中区白島中町9-13	082-227-8882	杉山 文成	大場 史郎
税理士による中尾友昭後援会	無所属	下関市長	750-0093	下関市彦島西山町四丁目11-4 南風泊活魚センター2F	083-261-5005	藤上 博之	松井 重人

# 国会議員への税制改正陳情

平成28年10月20日（木）、日税政は政策委員会及び国対委員会合同により、税制関係国会議員への平成29年度税制改正に関する一斉陳情を行った。

本連盟からは唯山政策委員長が上京して中国五県選出の国会議員26名の議員会館事務所等へ赴き、今回税理士会が最重要建議・要望項目とする「災害税制に関する基本法の立法化」「中小法人に対する税制上の配慮」「消費税の軽減税率制度」「取引相場のない株式等の評価の適正化」について説明、理解を求め要望した。

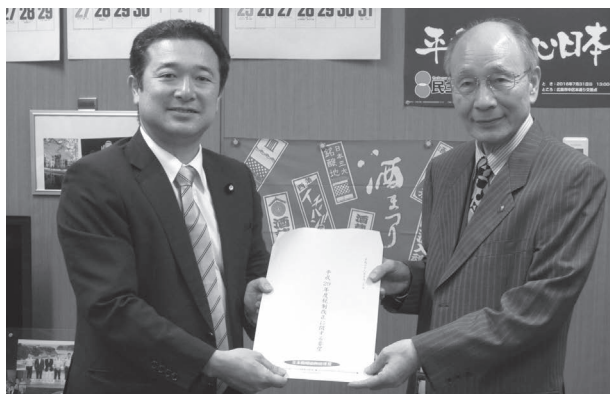
なお当日は、後援会長のご協力により、公務多忙の中、岸田文雄外務大臣をはじめ広島県選出の寺田稔議員、森本真治議員、比例区の片山虎之助議員、片山さつき議員への面会が叶った。



(岸田文雄外務大臣／外務省応接室)



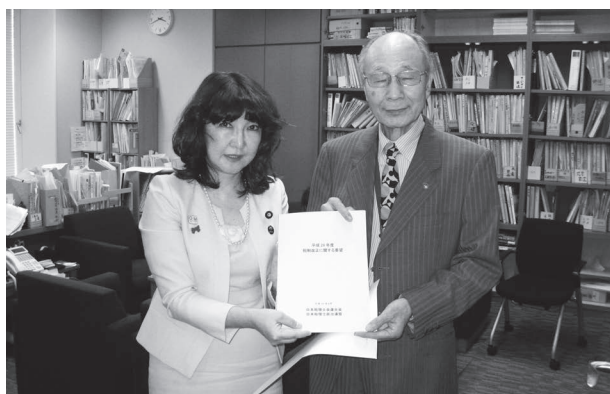
(寺田 稔議員／衆議院議員会館)



(森本真治議員／参議院議員会館)



(片山虎之助議員／参議院議員会館)



(片山さつき議員／参議院議員会館)



平成29年度

# 税制改正に関する 建議書の概要

## 税理士法第1条(税理士の使命)

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

## 税理士法第49条の11(建議等)

税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。(※第49条の15により、日本税理士会連合会に準用されている。)

### 税制に対する基本的な視点

- ① 公平な税負担
- ② 理解と納得のできる税制
- ③ 必要最小限の事務負担
- ④ 時代に適合する税制
- ⑤ 透明な税務行政

### 建議書の構成

- 中長期的な視点から検討した税目ごとの「I 今後の税制改正についての基本的な考え方」
  - 全国15の税理士会及び当連合会の516項目の税制改正意見から27項目に集約した「II 税制改正建議項目」
- ※本紙では、特に重要かつ早期実現が必要と考える13の「重要建議・要望項目」を掲載(裏面)

## 今後の税制改正についての 基本的な考え方(抜粋)

### 中小法人税制

- 中小法人の実態に十分配慮した各種規定の見直し
- 資本金基準と他の指標(従業員数など)の組合せによる中小法人の範囲の見直し

### 所得税

- 就労促進と所得再分配機能の回復に向けた所得税制の構築と既存の各種措置の見直し

### 法人税

- 税率引下げによる税収減の補填のみならず、税負担の公平を図るための課税ベース構築を検討
- 確定決算主義の維持、役員給与・各種引当金に関する規定の見直し

### 消費税

- 単一税率制度の維持
- 請求書等保存方式の維持
- すべての事業者を課税事業者とし、課税売上高が僅少である事業者について申告不要制度を創設

### 相続税・贈与税

- 延納・物納手続き等の見直し及び周知拡大
- 世代間の資産移転を促進するため、贈与税の負担軽減を検討
- 事業承継税制の適用要件のより一層の緩和

### 地方税

- 中小法人への外形標準課税の不適用
- 土地の固定資産税課税標準額に係る負担調整措置等の廃止を検討
- 個人事業税の対象事業及び税率の見直し

### 納税環境整備・その他

- 納税者憲章の制定、税務調査の事前通知の弾力的な運用、加算税制度の見直し
- 社会保険料の事業主負担割合の見直し
- 固定資産課税台帳における法人番号・個人番号の付番促進

### 国際税制

- 租税条約の拡充による二重課税の排除、不正な租税回避の防止

### 災害対応税制

- 災害税制に関する基本法の制定

平成29年度

# 税制改正に関する重要建議・要望項目



日本税理士会連合会  
日本税理士政治連盟

## 最重要建議・要望項目

### ▶ 「災害税制に関する基本法」の立法化について

災害により甚大な被害が発生した場合、納税者が税制上の取扱いを判断できるよう、震災等の災害に対応すべく各税目を横断的に統合し、災害発生後は直ちに災害税制として機能する恒久法として、「災害税制に関する基本法」を立法化すべきである。その際には、制定の趣旨及び対象となる「災害」の定義を明確にした上で、納税義務及び手続等に係る基本的な取扱いを規定する。

### ▶ 中小法人税制について

#### ① 事業税の外形標準課税は中小法人に適用すべきではない

中小法人は、大法人と比較すると財務基盤が弱く欠損法人割合も高い。外形標準課税は、担税力のない中小法人の経営を圧迫し、さらには中小法人の雇用の維持・創出にも影響を及ぼすことになるため、中小法人に適用すべきではない。

#### ② 欠損金の控除限度額の縮減は中小法人に適用すべきではない

中小法人以外の法人について、青色欠損金の控除限度額を所得金額の100分の50相当額まで段階的に引き下げるようになった。しかし、事業基盤の弱い中小法人については、業績回復の阻害要因とならないよう、欠損金の控除限度額に制限を設けるべきではない。

### ▶ 消費税制について

軽減税率(複数税率)制度は、区分経理等により事業者の事務負担が増加すること、低所得者対策として非効率であること、財政が毀損し社会保障給付の抑制が必要となること等の理由から、単一税率制度の維持を主張してきている。

平成35年10月に予定されている適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス方式)への移行は、すべての事業者の事務に多大な影響を与えることになり、新たな負担により事業者の活力が失われないようにする必要がある。この点については、例えば、請求書等に一定の記載事項を追加することにより、区分経理等は十分可能であるとも考えられる。

事業者の事務負担と徴税コスト等を考慮し、仕入税額控除方式(インボイス方式を含む)、免税点制度等の見直しを含めた消費税制のあり方について検討すべきである。特に免税事業者が取引から排除されることのないよう対策を講じなければならない。

### ▶ 取引相場のない株式等の評価の適正化について

取引相場のない株式等の評価は、原則として純資産価額方式と類似業種比準方式に基づいて行われるが、適性化を図る観点から早急に見直すべきである。

すなわち、純資産価額方式においては、相続開始前3年以内に取得した土地等と建物等についても通常の評価方法とし、評価会社が退職給付債務を負っている場合は、一定額を負債とすべきである。

また、類似業種比準方式は、評価会社の業績に変動がない場合においても、上場会社(類似業種)の株価等の変動が評価額に影響を及ぼすが、大幅な変動を平準化する措置を検討すべきである。

## 中小法人税制

### 1. 中小法人の減価償却方法は定率法と定額法の選択適用を維持すること。(建議・要望項目1)

法人が事業の用に供する車両や機械装置などの固定資産は、通常、早期の経済的価値の減少が大きいものと認められる。また、金融機関の融資期間は法定耐用年数より短い事例が多い。

減価償却方法の定額法への一本化は、設備投資額の早期費用化が抑制されることになるため、設備投資意欲の減退を引き起こす懸念がある。

したがって、中小法人には定率法と定額法との選択適用を認めるべきである。

## 所得税

### 2. 役員給与に係る給与所得控除について別途の基準を設けないこと。(建議・要望項目4(3))

役員給与に係る給与所得控除について、一般従業員とは別の基準を設けるべきとの意見があるが、課税の公平の観点から適切でない。むしろ、一般従業員も含め給与所得控除における概算経費部分の水準について見直すべきであり、あえて役員給与に対する課税のあり方を区別する必要はない。



### 3. 所得控除を整理・簡素化すること。(建議・要望項目6)

所得控除が累次に拡充されてきた結果、所得税の所得再分配機能が低下している。また、働く意欲のある女性や高齢者が活躍できる社会環境の整備と働き方の選択に対して中立的な税制を構築することは、わが国の緊急の課題である。よって、所得再分配機能の回復と就労促進の観点から、税収中立を原則としつつも、所得税制を抜本的に改正すべきである。

#### (1) 基礎控除・配偶者控除等

所得控除制度全体の見直しの中で基礎控除額の増額を行い、配偶者控除については、働き方の選択に対して中立的で就労に及ぼす影響が少なくなるような制度を検討すべきである。

#### (2) 医療費控除

医療費控除は、医療保険制度の充実により、その必要性は小さくなっており、廃止を含めた見直しが必要である。当面の見直しとして、担税力の減殺があった場合にのみ適用されるよう、最低限度額を総所得金額の5%とすることが適切である。

#### (3) 年少扶養控除

子育て世帯を支援する観点から、児童手当のあり方を総合的に見直し、年少扶養控除の復活を検討すべきである。

### 4. 土地建物等の譲渡損益は、他の所得との損益通算を認めること。(建議・要望項目7)

平成16年度税制改正により、土地建物等の譲渡損益と他の所得との損益通算及び譲渡損失の繰越控除制度が廃止され、担税力を失った部分にも課税されることになった。また、これによって遊休不動産の売却による流動化が阻害され、経済活性化への一層の足かせとなっている。

したがって、土地建物等の譲渡損益は、適用税率を検討した上で、他の所得との損益通算を認めるべきである。

## 法人税

### 5. 確定決算主義を尊重し、損金算入規定等について見直すこと。(建議・要望項目10)

#### (1) 役員給与

役員給与は職務執行の対価であり、経営者のモチベーションを高めるためにも、恣意性のあるもの、不相当に高額なものを等損金不算入とする役員給与を明示したうえで、原則として損金の額に算入すべきである。

#### (2) 退職給付引当金・賞与引当金

労働協約や就業規則等により退職金や賞与の支給が明確に規定されている場合は、将来において支出される蓋然性が高く、従業員に対する確定債務的な要素を有している。

したがって、退職給付引当金及び賞与引当金の繰入れについて、損金算入を認めるべきである。

適正な期間損益計算を課税所得に反映させることは、税負担の平準化に有効であり、会社計算規則や中小法人の会計に関する諸規定においてもこれらの引当金の計上が求められている。

#### (3) 貸倒引当金

破産手続開始の申立て等の一定の事実が生じた個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入率については、実際の配当率等を参考にして、現行の50%を見直す必要がある。

#### (4) 寄附金

法人の社会貢献を推進するため、特定公益増進法人等や認定NPO法人に対する寄附金の損金算入限度額の拡大を検討すべきである。特に、中小法人の寄附活動を促進するためには、資本金等基準を引き上げることが適切である。

## 消費税

### 6. 基準期間制度を廃止し、すべての事業者を課税事業者として取り扱い、新たに小規模事業者に対する申告不要制度を創設すること。(建議・要望項目13)

基準期間制度を廃止してすべての事業者を課税事業者とし、その課税期間の課税売上が僅少である一定の事業者には、届出書の提出を要件として、申告・納付を不要とする申告不要制度を創設すべきである。

### 7. 簡易課税制度のみなし仕入率を引き下げ、設備投資に対する別枠での控除を認めること。(建議・要望項目14)

簡易課税制度については、みなし仕入率を引き下げた上で設備投資に係る仕入税額控除を認め、一定の要件を付した上でその課税期間に係る諸届けの提出時期を申告期限までとする。

## 納税環境整備・その他

### 8. 個人事業者番号を導入すること。(建議・要望項目22)

法人と個人事業者等の競争の中立性を確保し、その管理等に係る社会的コストを低減するために、個人事業者等については、法人番号と同様に運用上の制限が少ない「個人事業者番号」を導入し、その付番を選択的に受けられるようにする必要がある。

## 災害対応税制

### 9. 東日本大震災に係る震災特例法に追加措置を行うこと。(建議・要望項目27)

東日本大震災や今般の平成28年熊本地震のような大規模震災等が今後も発生すると予測されている。現行のように災害が発生してから災害特例法を立法化し対応するのでは迅速性に欠け、税体系としての整合性に欠ける結果を招きかねないことから、税制においても恒久法として「災害税制に関する基本法」を立法化すべきである。

また、東日本大震災については、特に以下の項目について、速やかに震災特例法に追加措置を行う必要がある。

#### (1) 災害損失控除の創設

#### (2) 原子力損害賠償制度による損失と収入の平準化等の措置

#### (3) 東日本大震災復興特別区域法の適用要件の緩和



中国税理士協同組合ホームページ <http://www.chuzeikyo.or.jp/>

# 中国税理士協同組合は、 メールマガジンを配信しています！

当組合は、組合員の皆様にお得な情報をタイムリーにお届けすべく、メールマガジンを配信しております。

新刊書籍・DVD、提携施設のご案内等…業務のお役に立つ情報をご登録メールアドレスにお届けいたします。

ぜひ、この機会にメールアドレスをご登録ください。

## 登録方法

- 1 当組合ホームページ (<http://www.chuzeikyo.or.jp>) にアクセス
- 2 組合員専用ページにログイン



ログイン

ユーザー名  
「kyoudou」  
パスワード  
「kumiai2」  
を入力

- 3 右下「メールマガジン配信登録」バナーをクリック



クリック

- 4 必要事項（税理士登録番号・組合員名・メールアドレス）を入力し、「確認画面」ボタンをクリック
- 5 確定後、送信ボタンをクリック！

# 達人 充実した機能と 驚きのコストパフォーマンス

会計 + 税務 + 電子申告  
までをセットで!

組合員  
提供価格  
月額

# 25,952円 (税別)

- お手持ちの Windows パソコンで利用できます。(Windows10 対応)
  - ソフトバージョンアップ費用はかかりません。
  - 電話サポートも充実! すべてまかせて安心です。
- ※別途組合費、出資金のご負担をお願い致します。

税理士の税理士による税理士のための  
税理士会システム

プロが認める  
**安心の品質**  
財務ソフトおよび  
達人ソフト導入に関する  
サポート

**TACTiCS財務**

## 会計

○「達人シリーズ」  
とのスムーズな  
連動を実現

※複数ご希望の方は、  
別途ご相談下さい。

財務

zaimu

申告書作成ソフト

**税務**

○マイナンバーの収集・管理も万全  
○手書き感覚でらくらく入力  
○複雑な設定いらずですぐに使えるかんたん操作

●法人税の達人  
●減価償却の達人  
●相続税の達人

●消費税の達人  
●内訳概況書の達人  
●財産評価の達人

●所得税の達人  
●年調・法定調書の達人  
●データ管理の達人  
●電子申告の達人

達人Cube

## 電子申告

○署名も送信もかんたん  
○「申告書作成ソフト」で  
作成した申告データで  
そのまま電子申告

**TATSUZIN Cube**  
達人キューブ

お問い合わせ先

広島国税局認可法人 (昭和57年設立)

**中国税理士データ通信協同組合**

〒730-0036 広島市中区袋町4番15号 中国税理士会館内

**TEL.082-246-0088**

(私たちは中国税理士会員で構成されています)

サポートメンバー限定

## 書籍20%割引キャンペーン

予告

サポートメンバーの方は  
通常のキャンペーンより  
1カ月も早くサポートメンバー各位  
平成28年11月  
中国税理士協同組合20%  
割引  
で書籍が  
購入できます。

キャンペーン期間

平成28年

12月1日から  
12月31日

当組合では、前期に引き続きサポートメンバーを対象とした「書籍20%割引キャンペーン」を平成28年12月1日から31日までの間、実施いたします。

組合員を対象とした書籍割引キャンペーンは、例年どおり1月から3月までの3ヵ月間実施しますが、サポートメンバーの方は1ヵ月も早く割引価格で購入できる機会となっております。

まだサポートメンバーにご登録されていない組合員の方は、是非ともご登録ください。

(サポートメンバー申請書は、裏面に記載しております)



注文は、電話

082-246-0088



FAX

082-245-8377



メールでもOK!

koubai@chuzeikyo.or.jp

注意

以下については、通常どおり10%割引の対応となります。(20%割引の対象外)

- サポートメンバーに登録されていない組合員
- 日本税協連が斡旋している書籍(税務経理ハンドブック、税務重要計算ハンドブック、会計全書、税務手帳、税務日誌など)
- 日本税協連書籍販売ネットなどWebからの購入
- 税務六法、税法六法、小冊子、雑誌など



「顧問税理士」と  
「日本政策金融公庫国民生活事業」が

## 3つのSでバックアップ

**Speedy** 迅速な対応

**Simple** 簡単な手続き

**Satisfy** 満足のいく条件



# 事業資金は 税理士紹介ローンで

まずはご相談ください。

税(マルゼイ)ローン

税ローンとは、中国税理士協同組合に加入している税理士と  
日本公庫国民生活事業が連携して、「3つのS」でお客様をバックアップする仕組みです。

中国税理士協同組合 **JFC** 日本政策金融公庫 国民生活事業



中国税理士協同組合

082-245-8377

## サポートメンバー登録申請書

私は下記①～⑤のいずれかに該当しますので、中国税理士協同組合「サポートメンバー」に登録申請します。

※該当する項目に  を付けてください。

組合加入種別  組合員  賛助会員 (※所属税理士・法人社員等)

① 税理士 VIP 代理店に加入している  
(生保名： ) 登録年： )  
(登録者名 (※賛助会員の場合記入)： )

② 大同生命の税理士代理店に加入している  
(登録年： )  
(登録者名 (※賛助会員の場合記入)： )

③ 税理士報酬等自動振替制度に利用登録している  
(登録者名 (※賛助会員の場合記入)： )

④ 税理士 DC カード・DC ゴールドカードに加入している  
※カードをコピーし、16桁のクレジット番号を消したものを添付してください。

⑤ 大同生命グループ保険または  
日本税協連福祉社会生命共済制度「優 You プラン」に加入している

以上、申請並びに当組合から確認させていただくことを承諾いたします。

平成 年 月 日

地域(支部)名 \_\_\_\_\_

登録番号 \_\_\_\_\_

署 名 \_\_\_\_\_

印 \_\_\_\_\_

### ご 注 意

登録要件の①②③⑤については、当組合で提携各社に加入確認をさせていただきます。④については、カードをコピーし、16桁のクレジット番号を消した上で、本登録申請書とともにFAXまたは郵送にてお送り願います。登録は賛助会員(所属税理士や法人社員等)でも可能です。ただし、①～③の要件で申請する場合には、事務所の代表者(組合員)名を明記の上、登録申請を行ってください。



## サポートメンバーの ご登録について

中国税理士協同組合（以下、「当組合」という）では、利益貢献度に応じたサービス還元の一環として、当組合への利益貢献の高いと思われる組合員を対象としたサポートメンバーの登録制度を開始しております。

サポートメンバーの登録をいただいた組合員には、当組合主催の研修会受講費用の割引などを始め、各種サービスの還元をしております。

サポートメンバーの登録要件としては、①全税共推進事業にかかる税理士VIP代理店の登録者、②共済会推進事業にかかる大同生命の税理士代理店登録者、③金融事業にかかる税理士報酬等自動振替制度利用者、④共同購買事業にかかる税理士DCカード取得者、⑤福利厚生事業にかかる大同生命グループ保険または日本税協連福祉社会生命共済制度「優Youプラン」加入者の5項目いずれかに該当されている組合員です。

登録は、各組合員がどの項目に該当するかを自己申告により、申請していただくこととしておりますので、右記の「サポートメンバー登録申請書」にご記入のうえ、FAXまたは郵送にてご登録をお願い申し上げます。（既にご登録されている方は、再度ご申請いただく必要ございません。）

なお、登録要件の①②③⑤については、当組合で加入確認をさせていただきます。④については、カードをコピーし、16桁のクレジットカード番号を消した上で、本登録申請書とともにFAXまたは郵送にてお送り願います。



葉隠（はがくれ）という書物を愛読しております。この本は江戸時代の一七〇〇年初頭に、佐賀は鍋島藩の武士・山本常朝（やまもとつねとも）の談話を七年間にわたってまとめたもので、佐賀藩の武士道論の集大成です。

現代でも会社経営者や文化人に愛されている書物です。冒頭「武士道とは死ぬこととみつけたり…」からはじまる文章は有名です。

この中に、現代のクイックレスポンスにあたるものが書かれています。以下紹介します（一部手を入れています）。

「鍋島公が常々御意なされ候には、奉公人には四通りあるものなり。

急々、だらり急、急だらり、だらりだらりなり。

急々は、申しつけ候時もすぐに対応し、物事も周到に行うもの候。これは上々にありかねる者なり。たとえば福地吉左エ門がこれにあたる。

だらり急は申しつけ候時は不弁なるが、事は手早くよく埒明かす者なり。中野数馬がこれにあるべし。

急だらりは、申しつけ候時はなるほど埒明くように見えるが、事をおこすには手間いりて引延しするものなり。これは多き者なり。

その外は皆だらりだらりなり

り、と仰せられ候」

この内容は藩主に対する家来の行動をあらわしたものです。

税の世界でも同じように思えます。毎年出では消えていく配偶者控除の議論ですが、今回は「だらりだらり」にならないように祈っております。

岡本 倫明

四国遍路が賑わっていると聞いている。四国遍路は、ご承知の通り、弘法大師が千二百年前に修業した足跡をたどる一、四〇〇キロメートル、八十八ヶ寺の巡礼旅である。

遍路の始まりは、伊予松山の長者、衛門三郎が始めたとする説が有力である。遍路のやり方として、一番の徳島県霊山寺から回る順打ちと八十八番の香川県大窪寺から回る逆打ちがある。今年も、衛門三郎が弘法大師に逢ったといわれる申年の閏年にあたり、三倍のご利益があるとされている。

中税政では去る九月十七日に第四十八回の定期大会を迎え、昨年に引き続き中税協主催による橋本五郎氏の時局講演会があった。氏の時局に対する見識の高さに加えて、氏のご母堂のことを語られた情況が、氏のお人柄を十二分に感じさせられたのは小生だけであったとは思えない。

中税政も遍路も行って幾らと考える。参加してこそ、その有難みが判るものだと信じたいものである。会員諸兄のご協力を

切望したい。

宮本 利光

安倍晋三政権が「働き方改革」に向けて本格的に動き始め、九月二日に内閣官房に「働き方改革実現推進室」を設置した。いよいよ国民の働き方を本気で変えないことにはどうにもならないところまで来た、という国家的危機意識の現れだろうか。

加藤勝信働き方改革担当相は十月十三日、東京都内の講演で「今年度内に具体的な実行計画をとりまとめ、必要な法案をスピード感を持って国会に提出する」と述べた。同一労働同一賃金の実現を含む非正規雇用者の待遇改善や、残業などによる長時間労働の是正が柱となる見通しのようなだ。

加藤担当相は「働き方改革は福祉政策でもあるが、社会の活力を高める成長戦略としても議論を進めたい」と語り、女性や高齢者らの社会進出を促し、労働生産性を高める改革になると強調した。しかし、「働き方改革」とは本来ならば社会政策の一環で、働く人の過労死や貧困や失業といったゆがみを是正するため、社会保障などと一体で議論されるべきものではなからうか。

私たちが犠牲を強いられることのない、労働環境の改善につながる「働き方改革」に期待したい。

新井 要

「地方議員なんてもういらない！」

こんな声が聞こえてきそうな事態がまた発生した。

富山県で政務活動費の不正受給が次々と発覚し、市議で十二人、県議で三人計十五人も議員が辞職する事態になっていく。議会は定数の六分の一以上の議員が辞職したので、十一月に補欠選挙が行われることとなった。全く異常事態である。

さらに、一部の市議は詐欺容疑で刑事告発されたようだ。他の議員に対しても辞職すれば終わりというのではなく、何らかの罪で告発してもらいたいものだ。

号泣議員として有名な兵庫県議の不正受給もまだ記憶に新しいところ。今回の件である。しかし、これは富山市だけの問題ではない。地方議員の政活費の不正受給問題は、現在も次から次へと報じられている。

いうまでもないことだが政務活動費は税金から支払われている。領収書の改ざんなどで不正受給をする議員の公金意識の欠如にはほとほとあきれざるばかりである。まじめに働いて税金を支払っているものの身になってもらいたいのが、地方議員に制度改革の実現などの自浄能力を求めても無理なのだろう。

さすがに富山といえども、彼らにつける薬はないのかもしれない。

長崎 恵美